

日本放射線腫瘍学会認定制度規程

第 1 章 総 則

(目的・名称)

第 1 条 日本放射線腫瘍学会（以下「本会」）は定款第 4 条に基づき、放射線治療に携わる医師および技師の専門知識と技能の向上ならびに治療施設の充実を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的として、日本放射線腫瘍学会認定制度を制定する。

2 前項の制度において日本放射線腫瘍学会認定医（英文名「Board Certified Fellow of the Japanese Society for Therapeutic Radiology and Oncology」以下、認定医）、同認定放射線治療技師（英文名「Board Certified Radiotherapy Technologist of the Japanese Society for Therapeutic Radiology and Oncology」以下、認定技師）、同認定施設（英文名「Board Certified Institution of the Japanese Society for Therapeutic Radiology and Oncology」以下、認定施設）を認定する。

(運用機関)

第 2 条 本会は制度の維持と運用にあたるため、日本放射線腫瘍学会認定制度委員会をおく。

2 制度の円滑な運用を図るため、前項の下部組織として認定医小委員会、認定技師小委員会、施設認定小委員会をおく。

第 2 章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

第 3 条 認定制度委員会は以下の各項の委員をもって構成する。

- (1) 理事会において選出された担当理事
- (2) 担当理事が推薦し、会長が委嘱した各小委員会委員長
- (3) 担当理事が推薦した候補者の中から会長が委嘱した委員

2 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は担当理事をもって当てる。副委員長は委員長が指名する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、連続 3 期までとする。

(認定制度委員会の業務)

第 4 条 委員会は以下の業務を行うとともに、小委員会の活動を指揮、総理する。(1) 認定申請者、認定施設の審査

- (2) 認定試験の実施
- (3) 認定更新の審査
- (4) 認定取り消しの審査
- (5) その他、認定制度の運用に必要な業務

(認定制度委員会の運営)

第 5 条 委員長は委員会を招集し、業務を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。

第 3 章 認定小委員会

(小委員会の構成)

第 6 条 各小委員会は以下の各項の委員をもって構成する。(1) 委員は各委員長が推薦した候補者の中から認定制度委員会委員長が委嘱する。

(2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(3) 小委員会に委員長および副委員長をおく。副委員長は委員の中から委員長が指名する。

(小委員会の業務)

第 7 条 各小委員会は認定制度施行細則に定める業務を行い、内容を認定制度委員会に報告する。

第 4 章 認定医

(認定医の認定)

第 8 条 本会は第9条に定める資格を有し、認定制度委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て認定医として認定する。

(認定医の申請資格)

第 9 条 認定医を申請する者(以下「申請者」)は以下の資格を要する。(1) 医師の免許を有すること。

(2) 通算 7 年以上、本会会員であること。但し、日本放射線学会の放射線科専門医の二次試験を「放射線治療」で受験し合格した者は、通算 5 年以上、本会会員であること。

(3) 通算 5 年以上の放射線治療に関する研修を終えていること。

(4) 申請時から溯って 5 年以内に第 11 条に掲げる単位を 20 単位以上取得していること。

(5) 過去 7 年以内に、学会あるいは研究会における筆頭発表者として放射線治療に関する演題、または筆頭演者としての放射線治療に関する論文のいずれかの業績を有すること。

(認定医の申請方法)

第 10 条 申請者は下記に掲げる書類に申請手数料を添えて認定制度委員会に提出しなければならない。(1) 提出書類

ア. 認定医申請書

イ. 略歴・個人票

ウ. 医師免許証(写)

エ. 日本医学放射線学会認定の放射線科専門医認定証(写)(但し、該当者のみ)

オ. 認定施設での研修終了証明書

カ. 単位取得証明書：学会等参加証（ネームカード）、学会発表プログラムなど

キ. 診療実績表・到達目標評価表および業績目録

ク. 申請手数料の払込票（写）

注：オの証明書は施設認定の制度が施行されるまでは、イの略歴・個人票で置き換わる。

(2) 申請手数料は別に定める。

(認定医の単位取得)

第 11 条 学会、研究会等への参加ならびに研究発表等により下記の単位を取得できる。

(1) 本会年次学術大会への参加：3 単位

(2) 上記 (1) での発表：筆頭演者 2 単位、共同演者 1 単位

(3) 本会が認定した放射線治療に関連する学会等への参加：2 単位ないし 1 単位（個々の学会、研究会の単位数については別に定める）

(4) 上記 (3) の学会、研究会等での発表：筆頭演者のみ 1 単位

(5) 放射線治療に関する学術論文業績：本会会誌の筆頭著者 4 単位、共同著者 2 単位；その他、本会が認定した学術誌の筆頭著者 2 単位、共同著者 1 単位

(認定医の審査および認定手続)

第 12 条 認定医の審査および認定手続は以下による。(1) 審査時期は年 1 回とし、申請書の提出期限を定めて審査する。

(2) 審査は認定制度委員会が行う。

(3) 審査に当たり認定制度委員会は小委員会の予備審査の結果を尊重する。

(4) 認定に当たり理事会は認定制度委員会の審査結果を尊重する。

(5) 認定医には認定証を交付する。

(6) 以上の結果を本会会誌に掲載するとともに、総会において発表する。

(7) 審査に合格した者の認定料は別に定める。

(認定更新)

第 13 条 認定は 5 年ごとに更新する。更新手続については第 14 条に定める。

(認定医の更新手続)

第 14 条 認定医の更新をする者は、下記書類に更新手数料を添え、認定制度委員会に提出しなければならない。更新にあたっては、継続した会費の納入と更新時から遡って 5 年間で 15 単位以上の単位取得を必要とする。

1) 必要書類

(1) 認定医更新申請書

(2) 略歴・個人票

(3) 単位取得証明書（控）：学会等参加証（ネームカード）、学会発表プログラムなど

(4) 申請手数料の払込票 (写)

- 2) 申請手数料は別に定める。
- 3) 審査時期は年 1 回とし、申請書の提出期限を定めて審査する。

(終身認定医)

第 15 条 現に認定医で満 65 歳を越えたものは終身にわたり認定医の資格を有効とする。

2 前項の場合は更新手数料を要しない。

(認定医の資格喪失)

第 16 条 認定医は以下の各号の事由により認定資格を喪失する。(1) 認定医を辞退したとき。

- (2) 認定医の更新申請を行わなかったとき。
- (3) 認定医の更新が認められなかったとき。
- (4) 本学会の会員資格を喪失したとき。
- (5) その他、認定医として適格性を欠くと認定制度委員会が認めたとき。

第 5 章 認定技師

(認定技師の認定)

第 17 条 本会は第 18 条に定める資格を有し、認定制度委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て認定技師として認定する。

(認定技師の申請資格)

第 18 条 認定技師を申請する者は以下の資格を要する。(1) 診療放射線技師の免許を有すること。

- (2) 通算 5 年以上、本会会員または準会員であること。
- (3) 通算 5 年以上の放射線治療に関する診療業務を行っていること。
- (4) 申請時から溯って 5 年以内に第 19 条に掲げる単位を 20 単位以上取得していること。
- (5) 第 20 条に定める資格認定試験の受験申請をすること。
- (6) 放射線治療に関する業績を有することが望ましい。

(認定技師の単位取得)

第 19 条 学会、研究会等への参加ならびに研究発表等により下記の単位を取得できる。(1) 本会年次学術大会への参加：3 単位

- (2) 上記 (1) での発表：筆頭演者 2 単位、共同演者 1 単位
- (3) 本会が認定した放射線治療に関連する学会等への参加：2 単位ないし 1 単位 (個々の学会、研究会の単位数については別に定める)
- (4) 本会が認定した放射線治療セミナー (2 日間以上開催) への参加：6 単位
- (5) 上記 (3) の学会、研究会等での発表：筆頭演者 2 単位、共同演者 1 単位

(6) 放射線治療に関する学術論文業績：本学会会誌の筆頭著者 4 単位、共同著者 2 単位；その他、本会が認定した学術誌の筆頭著者 4 単位、共同著者 2 単位

(資格認定試験)

第 20 条 以下に定める資格認定試験を行う。(1) 認定申請をしようとする者は認定必要単位を取得後、受験を申請できる。

(2) 試験は年 1 回実施し、試験期日、試験地は会長の定めるところによる。

(認定技師の申請方法)

第 21 条 認定技師の申請をする者は下記に掲げる書類に資格認定試験受験料を含む申請手数料(以下「申請手数料」)を添えて認定制度委員会に提出しなければならない。(1) 提出書類

- ア. 認定技師申請書
 - イ. 略歴・個人票
 - ウ. 診療放射線技師免許証(写)
 - エ. 放射線治療業務経験年数(診療実績)
 - オ. 単位取得証明書：学会等参加証(ネームカード)、学会発表プログラムなど
 - カ. 業績目録
 - キ. 資格認定試験受験申込書
 - ク. 申請手数料の払込票(写)
- (2) 申請手数料は別に定める。

第 22 条 認定技師の審査および認定手続は以下による。(1) 審査時期は年 1 回とし、申請書の提出期限を定めて審査する。

- (2) 審査は認定制度委員会が行う。
- (3) 審査に当たり認定制度委員会は小委員会の予備審査の結果を尊重する。
- (4) 認定に当たり理事会は認定制度委員会の審査結果を尊重する。
- (5) 認定技師には認定証を交付する。
- (6) 以上の結果を本学会誌に掲載するとともに、総会において発表する。
- (7) 審査に合格した者の認定料は別に定める。
- (8) 認定技師の認定制度の発足に伴い、移行期の特例を認める。資格は本会に 5 年以上入会している診療放射線技師とし、申請で認定する。認定申請期間は制度発足時から 1 年度とする。

(認定更新)

第 23 条 認定は 5 年ごとに更新する。更新手続については第 24 条に定める。

(更新手続)

第 24 条 認定技師の更新をする者は、下記書類に更新手数料を添え、認定制度委員会に提出しなければならない。更新にあたっては、継続した会費の納入と更新時から溯って 5 年間で 15 単位以上の単位取得を必要とする。 (1) 必要書類

- ア. 認定技師申請書
- イ. 略歴・個人票
- ウ. 単位取得証明書 (控) : 学会等参加証 (ネームカード)、学会発表プログラムなど
- エ. 申請手数料の払込票 (写)

(2) 申請手数料は別に定める。

(3) 審査時期は年 1 回とし、申請書の提出期限を定めて審査する。

(終身認定技師)

第 25 条 現に認定技師で満 60 歳を越えたものは終身にわたり認定技師の資格を有効とする。2 前項の場合は更新手数料を要しない。

(認定技師の資格喪失)

第 26 条 認定技師は以下の各号の事由により認定資格を喪失する。 (1) 認定技師を辞退したとき。

(2) 認定技師の更新申請を行わなかったとき。

(3) 認定技師の更新が認められなかったとき。

(4) 本会の会員資格および準会員資格を喪失したとき。

(5) その他、認定技師として適格性を欠くと認定制度委員会が認めたとき。

第 6 章 資産および会計

(認定施設)

第 27 条 本会は以下に定める条件を満たし、認定制度委員会の予備審査を経て認定制度委員会が適格と判定した施設に理事会の議を経て認定証を交付する。認定は 4 年毎に更新する。

(認定施設の申請)

第 28 条 認定施設を申請する施設代表者は、下記の書類を会長宛に提出しなければならない。 (1) 認定施設認定申請書

(2) 施設実態調査票および報告書

(3) 施設勤務者の認定証 (写)

(認定施設の認定更新)

第 29 条 認定施設の認定を更新する施設代表者は、下記の書類を会長宛に提出しなければ

ならない。(1) 認定施設認定更新申請書

(2) 施設実態調査票および報告書

(3) 施設勤務者の認定証(写)

(4) 審査時期は年1回とし、申請書の提出期限を定めて審査する。

第30条 認定施設は以下の各号の事由により認定資格を喪失する。(1) 認定施設の認定を辞退したとき。

(2) 認定施設の更新申請を行わなかったとき。

(3) 認定施設の更新が認められなかったとき。

(4) その他、認定施設として適格性を欠くと認定制度委員会が認めたとき。

第7章 改 廃

第31条 本規程の改廃は認定制度委員会ならびに理事会の議を経て、評議委員会の承認を得なければならない。

第8章 附 則

第32条 本規程のうち第4章認定医の第9条、第10条、第11条については、認定施設の認定に関する制度が施行されるまで暫定規程とする。

第33条 本規程は平成10年11月20日から施行する。

平成13年11月21日 一部改訂

平成14年11月21日 一部改訂